

令和 7 年 (2025 年) 1 0 月 2 4 日
下関市教育委員会教育部生涯学習課

下関市立青年の家に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市立青年の家に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を経る必要があり、令和 7 年第 4 回下関市議会定例会での議決を経た後に、下関市教育委員会が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名称 下関市立青年の家
- ②所在地 下関市棕野町一丁目 1 7 番 1 号
- ③施設内容 青少年教育施設

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名称 みさかの森自然学校共同事業体
- ②所在地 下関市細江町一丁目 2 番 1 0 号
- ③構成企業 太平ビルサービス株式会社下関営業所、株式会社 F E E L、
有限会社カヌースクール九州
- ④主な業務内容 太平ビルサービス株式会社下関営業所 建物の総合管理
株式会社 F E E L 野外教育、環境学習の企画及び指導等
有限会社カヌースクール九州 カヌースクール業務等

(4) 募集の概要

- ①募集区分 公募
- ②応募状況 申込書提出団体数 1 団体

2 選定までの経緯

令和 7 年 8 月 1 8 日 公募により応募団体を募集
令和 7 年 8 月 2 7 日 説明会の実施
令和 7 年 9 月 1 9 日 募集・受付の終了
令和 7 年 1 0 月 6 日 下関市指定管理候補者選定委員会 (下関市立青年の家) から

下関市教育委員会が意見書を受理
令和7年10月16日 下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

- ①市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時までに設置していること。
(共同事業体の場合には、代表団体が本要件を満たしていること。)
- ②当該施設の管理運営業務を確実に実施できる能力を有する団体であること。
- ③現地説明会に必ず参加すること。
- ④次のいずれの要件にも該当する団体であること。
 - ア 市税、県税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
 - ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
 - エ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - カ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
 - キ 当該施設の管理運営に不可欠な資格（防火管理者等）を有していること。
 - ク インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
 - ケ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体がアからクまでの条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を市に提出し、選定後、協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しの提出が可能であること。

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、当該団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）の委員（５人）

【学識経験者】佐藤佑一（公立大学法人下関市立大学 講師）

朝原嘉彦（下関市社会教育委員会 委員長）

【経営に関する有識者】石光孝英（中国税理士会下関支部長・税理士）

【利用に関する有識者】安藤牧恵（下関市子ども会連合会 副会長）

【管理運営に関する有識者】門田重雄（下関市教育委員会 教育部長）

5 選定基準

（１）審査項目 別紙１のとおり

（２）最低制限基準の設定

各委員１００点満点として評価を行い、委員５人の平均点数が「６０点」以上であること。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

（１）採点結果

①委員	②委員	③委員	④委員	⑤委員	合計点	平均点
73.60	86.60	75.80	98.00	85.00	419.00	83.80

（２）指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・実績と経験が豊富であり運営は心配ないと思うが、青年の家として研修、講座を事業として具体化して欲しい。
- ・中学校の部活動が地域移行になっていくので、主催事業にも中学生以上対象のものがあっても良いかと思いました。
- ・幅広い利用者が利用できる施設であってほしいです。
- ・魅力ある施設運営に意欲を感じた。ユーザーのニーズを把握し、今後も新しいサービスを提供して頂きたい。
- ・利用者拡大のための広報戦略の量、方法に関して、改善が可能かと考える。
- ・ニーズの発掘に関して、SNS、掲示板 etc の使い方が弱い。
- ・採算を取れる小中だけでなく、高校大学等へのアプローチも増やすべき。（過去の利用実績より、高・大の使用者数が少ない。）
- ・他にも同様の施設を運営しており、運営のノウハウはもちあわせている。
- ・青年の家が老朽化しており、その対応の説明が足りなかった。今後はそのあたりを含めてしっかり運営して欲しい。

（３）議事録（要点）

別紙２のとおり

7 選定結果

下関市教育委員会は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、みさかの森自然学校共同事業体を指定管理候補者に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案の内容 別紙3のとおり

(2) 選定の主な理由

①下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

②下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立青年の家）における審査の結果、指定管理候補者として適当であると答申があったため。

8 提案額

3年間の平均額 29,019,000円

3年間の合計額 87,056,000円